

## 教育委員会臨時会審議結果

|   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 担当部署名 | 守谷市教育委員会 学校教育課                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 2 | 件 名   | 令和6年3月教育委員会臨時会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 3 | 概 要   | <p><b>1 開催日時</b><br/>令和6年3月14日（木曜日）午後4時00分～午後4時45分</p> <p><b>2 開催場所</b><br/>守谷市役所 庁議室</p> <p><b>3 教育長及び各委員の出欠状況</b><br/>5名出席（町田香教育長、河原健委員、椎名和良委員、萩谷委員、寺田弘委員）</p> <p><b>4 説明のための職員出席者等（職員数5名）</b><br/>教育部長 小林 伸稔<br/>教育部参事 古橋 雅文<br/>教育部次長兼生涯学習課長 福島 晶子<br/>学校教育課長 前川 優子<br/>教育指導課長 直井 健治</p> <p><b>5 傍聴人</b><br/>なし</p> <p><b>6 議題</b><br/> <b>【議決事項】</b><br/> （議決）<br/> （1）議案第8号 教職員の人事異動について（非公開）<br/> （2）議案第9号 守谷市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について<br/> （3）議案第10号 守谷市立小中学校の就学指定校の変更に関する取扱要綱の一部を改正する要綱について<br/> <b>【協議事項】</b><br/> なし<br/> <b>【報告事項】</b><br/> （1）報告第2号 守谷市通学区域審議会の答申について</p> |

# 令和6年3月第1回教育委員会臨時会

## 会 議 資 料

日 時 令和6年3月14日（木）

午後4時から

場 所 守谷市役所庁議室

# 令和6年3月第1回教育委員会臨時会 会 議 次 第

日 時 令和6年3月14日（木）

午後4時から

場 所 守谷市役所庁議室

## 1 開 会

## 2 会議録署名人

## 3 議決事項

議案第 8 号 教職員の人事異動について

議案第 9 号 守谷市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

議案第 10 号 守谷市立小中学校の就学指定校の変更に関する取扱要綱の一部を改正する要綱について

## 4 報告事項

報告第 2 号 守谷市通学区域審議会の答申について

議案第8号

教 職 員 の 人 事 異 動 に つ い て

教職員の人事異動について、別紙のとおり承認したいので、教育委員会の意見を求める。

令和 6 年 3 月 1 4 日 提 出

守谷市教育委員会

教育長 町田 香

令和 6 年 3 月 1 4 日原案 認

提案理由

本案は、令和6年度（4月1日付け）の定期人事異動について、茨城県県南教育事務所から内示があったので、教育委員会で承認するに当たり委員の意見を求めるものです。

| 議 案 | 頁 数 |
|-----|-----|
| 8 号 | 1   |

議案第 9 号

守谷市小学校及び中学校の通学区域に関する  
規則の一部を改正する規則について

守谷市小学校及び中学校の通学区域に関する規則（平成16年守谷市教育委員会規則第1号）の一部を別紙のように改正する。

令和 6 年 3 月 1 4 日 提 出  
守谷市教育委員会  
教育長 町田 香  
令和 6 年 3 月 1 4 日原案 決

提案理由

本案は、黒内小学校過大規模校対策として、通学区域の一部に選択制度を加えるため、規則の一部を改正するものです。

| 議 案 | 頁 数 |
|-----|-----|
| 9 号 | 1   |

守谷市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年 月 日

守谷市教育委員会教育長

守谷市教育委員会規則第 号

守谷市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

守谷市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（平成16年守谷市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表に備考として次のように加える。

備考

- 1 黒内小学校の通学区域のうち、松並青葉一，二，三，四丁目の区域は，御所ヶ丘小学校又は郷州小学校への通学を選択することができる。
- 2 前項の規定により小学校を選択した児童は，選択した小学校の通学区域の属する中学校に就学する。

附 則

この規則は，公布の日から施行し，令和7年4月1日以後に小学校に入学する児童について適用する。

| 議案 | 頁数 |
|----|----|
| 9号 | 2  |

守谷市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則新旧対照表

| 改 正                                                                                                                                   |      |    | 現 行              |      |    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|------------------|------|----|
| 別表（第2条関係）<br>小学校                                                                                                                      |      |    | 別表（第2条関係）<br>小学校 |      |    |
| 学校名                                                                                                                                   | 通学区域 | 付記 | 学校名              | 通学区域 | 付記 |
|                                                                                                                                       |      |    |                  |      |    |
|                                                                                                                                       |      |    |                  |      |    |
| 備考<br>1 黒内小学校の通学区域のうち、松並青葉一，二，<br>三，四丁目の区域は、御所ヶ丘小学校又は郷州小学<br>校への通学を選択することができる。<br>2 前項の規定により小学校を選択した児童は、選択<br>した小学校の通学区域の属する中学校に就学する。 |      |    |                  |      |    |

議案第10号

守谷市立小中学校の就学指定校の変更に関する取扱要綱の  
一部を改正する要綱について

守谷市立小中学校の就学指定校の変更に関する取扱要綱（平成19年守谷市  
教育委員会告示第1号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月14日 提出  
守谷市教育委員会  
教育長 町田 香  
令和6年3月14日原案 決

提案理由

児童の増加に伴い、過大規模化している学校について、就学校変更基準を一部削除し、適正規模とするための対応策として、守谷市立小中学校の就学指定校の変更に関する取扱要綱の一部を改正するものです。

| 議案  | 頁数 |
|-----|----|
| 10号 | 2  |



守谷市教育委員会告示第 号

守谷市立小中学校の就学指定校の変更に関する取扱要綱（平成19年守谷市教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月 日

守谷市教育委員会教育長 町 田 香

別表16の項中「（新入学児童のみ）」を削る。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

| 議 案 | 頁 数 |
|-----|-----|
| 10号 | 2   |

守谷市立小中学校就学指定校の変更に関する取扱要綱新旧対照表

| 改 正                      |                                                                    |       | 現 行                       |                                                                                  |       |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------|-------|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 別表 就学変更基準（第2条，第5条，第6条関係） |                                                                    |       | 別表 就学校変更基準（第2条，第5条，第6条関係） |                                                                                  |       |
| 16                       | <p>過大規模校の通学区域に住民票がある児童が保有普通教室数に余裕がある学校への就学を希望する場合</p> <p>_____</p> | 申 立 書 | 16                        | <p>過大規模校の通学区域に住民票がある児童が保有普通教室数に余裕がある学校への就学を希望する場合</p> <p>（新入学児童のみ）<br/>_____</p> | 申 立 書 |

## 報告第2号

### 守谷市通学区域審議会の答申について

令和5年5月29日付け守教委発第157号にて守谷市通学区域審議会に諮問した件につきまして、令和6年3月7日付けで答申がありましたので、別紙のとおり報告します。

令和6年3月14日 報告  
守谷市教育委員会  
教育長 町田 香

令和 6 年 3 月 7 日

守谷市教育委員会 御中

守谷市通学区域審議会  
会長 藤井 穂高



守谷市立小学校及び中学校の通学区域について(答申)

令和 5 年 5 月 2 9 日付け守教委発第 1 5 7 号で諮問のあった標記の件のうち、令和 7 年 3 月末までに答申を求められた「令和 7 年度以降実施可能な対応」について、下記のとおり答申します。

記

1 諮問内容

過大規模校となっている黒内小学校の対応（令和 7 年度以降実施可能な対応）について

2 諮問理由

守谷駅周辺の宅地開発に伴い、黒内小学校が過大規模化しており、適正規模とするための対応が必要となっているため。

3 答申

黒内小学校の通学区域について、過大規模校から保有教室数に余裕のある学校への就学校変更基準の運用継続及び特定地域選択制の一部導入のほか、通学区域の変更についても引き続き検討していくことが妥当と考える。

(1) 対応内容

① 保有教室数に余裕のある学校への就学校変更基準の運用継続

令和 6 年 4 月から適用される、黒内小学校通学区域内に居住、又は居住予定の児童は、保護者の希望に応じて保有教室数に余裕がある他の学校へ就学することができる就学校変更基準の運用を継続

| 報 告 | 頁 数 |
|-----|-----|
| 2 号 | 2   |

する。

② 特定地域選択制度の導入

黒内小学校通学区域の内、松並青葉地区（一丁目～四丁目）に居住、または居住予定の児童は、黒内小学校のほか、保有教室数に大きく余裕のある御所ヶ丘小学校又は郷州小学校への就学を選択することができる特定地域選択制度を導入する。

③ 通学区域の変更

黒内小学校通学区域の変更については、通学路の安全性や通学時間、地域性などを十分に考慮しながら、引き続き適正規模を目指して地域と協議する。

(2) 実施時期

(1) ②については、令和7年4月からの開始とする。

(3) 適用期間

(1) ①②については、黒内小学校児童数が800人台となった場合、又は市内小中学校の適正規模維持の観点から見直しが必要となった場合、運用継続の是非について検討すること。

4 付帯意見

(1) 就学校変更基準の運用継続及び特定地域選択制度の導入に際しての配慮

令和7年度の黒内小学校入学予定児童及び保護者のほか、市民全体に対して、過大規模校の現状について十分な周知を行うこと。また、就学校変更基準の運用継続及び特定地域選択制度の導入については、黒内小学校通学区域内に居住、又は居住予定の方及び該当地域関係者に対して、丁寧な説明を行うこと。さらに、就学校変更及び学校選択を行う上で、市内各校の情報は大切な判断根拠となるため、積極的に情報提供を行い、保護者が子どものために適切な選択ができるよう努めること。

また、特定地域選択制度が導入される松並青葉地区に対しては、遠距離通学となることからスクールバスを導入し、児童の安全・安心を確保すること。

併せて、保護者の判断により就学校変更や学校選択を行った児童又は行わなかった児童が、いずれの学校においても心身ともに健やかな学校生活を送れるよう、市及び学校は、スクールソーシャルワーカーなどを起用した支援体制を整備すること。



最後に、就学校変更等を行った場合の中学校への通学路について、生徒の通学が始まる前までに、学校や保護者、道路管理者等と連携して確実に安全確保を図ること。

(2) 通学区域変更の継続審議に対する検討事項

就学校変更基準の運用継続及び特定地域選択制度導入の結果に関わらず、守谷駅周辺地区への人口集中状況を考慮し、適正規模を目指した通学区域の変更について、継続協議を行うこと。その際には、通学路の安全確保や通学時間、地域性を考慮し、地域の理解が得られるよう丁寧に協議を進めていくこと。また、通学区域の変更を行うことになり、実際に児童の通学が開始される際には、交通事情を考慮し、安全確保を第一に考えた通学路を、学校やPTA、地域などと連携を図って事前に検討すること。

(3) 児童推計値に応じた対応策

今回の対応策を実施した場合であっても、黒内小学校の過大規模校化は急激に鈍化せず、令和8年度以降に教室数が不足する可能性がある。市はこれを重く受け止め、児童生徒の適切な教育環境確保に努めること。また、中長期的な小中学校の適正配置の観点から、児童生徒数推計を毎年度行うとともに、適切な対策を市内全体で検討すること。

(4) 全体を通じての意見

今回の対応策検討経過を振り返り、過大規模校の現状や当審議会の審議内容を十分に地域に周知できなかったことは大きな反省点である。今後は審議経過等についてより広く地域に開示し、早い段階から地域意向を聴取すること。

5 審議経過

(1) 令和5年5月以降、審議会及び学校施設見学会等を経て、全体での質疑と意見交換、学校現場との質疑応答などを行った。教育委員会では、審議会が出された対応策案についての地域との意見交換会、地区アンケート、事前説明会等を開催し、集約した意見等の報告を行った。

(2) 審議においては、児童の適切な教育環境確保を最優先するとともに、黒内小学校の過大規模校化を解消させるという観点だけではなく、市内の全公立小中学校の適正配置を見据えた中長期的な視点を持って協議することを基本とした。